

千種川圏域清流づくり委員会 規約

設立趣旨

千種川圏域清流づくり委員会は、「千種川は地域の貴重な共有財産である」という共通認識のもとに、地域住民、団体、企業などと行政が連携をしながら、地域住民、団体による自主的、主体的な活動の展開、流域の内外の人々の交流を進めるとともに、千種川に関する情報の発信を積極的に行うため設立する。

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、千種川圏域清流づくり委員会と称する。

第2条（目的）

本会は、自然豊かな千種川水系の清流をまもるとともに、子どもをはじめすべての圏域住民に千種川を身近に感じてもらえる活動を進めることを目的とする。

第3条（活動）

本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 千種川圏域を知るための活動
- (2) 千種川圏域に親しむための活動
- (3) 千種川圏域をまもるための活動
- (4) 連携を進めるための情報交換、情報発信などの活動
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動

第2章 会員

第4条（会員の範囲）

- (1) 本会は、原則として、本会の目的に賛同し加入する人々を、個人会員（家族を含む）とする。
- (2) 千種川圏域で河川とかかわりのある活動をおこなう組織のうち、本会の目的に賛同し加入する団体の代表をもって団体会員とする。
- (3) 千種川圏域内で事業を営む事業所のうち本会の目的に賛同し会員となる事業所については、事業所の代表者をもって賛助会員とする。

第5条（会員の権利と義務）

会員は、第2条の目的を達成するため、次の権利と義務を負う。

- (1) 本会の各種活動に参加する。
- (2) 自由に発言し、決議に参加する。
- (3) 規約を守り、会議の決定に従う。
- (4) 役員に就任し、任務を果たす。
- (5) その他、本会の運営に協力する。

第3章 役員等

第6条（役員等の構成と任務）

(1) 本会には次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-----|---|
| 代表 | 1名 | 本会を代表し、会務を統括する。 |
| 副代表 | 2名 | 代表を補佐し、代表不在の時は職務を代行する。 |
| 会計 | 1名 | 会計事務を処理する。 |
| 書記 | 若干名 | 会議の議事録、その他必要な記録を作成する。 |
| 部会長 | 4名 | 各部会長は、親水活動、自然環境と河川環境整備、まちづくり連携、ネットワークの各部会を統括する。 |

- (2) 本会には会計監査を置く。
会計監査 2名 会計事務の監査を行う。
- (3) 本会には運営委員を置く。
運営委員 若干名 役員とともに運営委員会を構成し、会の円滑な運営に携わる。

第7条 (役員等の選出)

役員及び会計監査は、総会において会員中より選出する。

第8条 (任期)

- (1) 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、役員の同一役職への再選は、1回とする。
- (2) 補充で選出された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 (アドバイザー)

本会には、適宜、アドバイザーを置く。
アドバイザー 若干名 本会の適正で円滑な運営のための助言を行う。

第4章 部会活動

第10条 (部会の設置)

- (1) 千種川圏域での連携を図り、第3条の活動を活発に行うため、親水活動、自然環境と河川環境整備、まちづくり連携、ネットワークの各部会を設置する。
これらの部会は、必要に応じて、増設、廃止する。
- (2) 専門部の設置は、運営委員会で決する。

第11条 (部会員および部長)

- (1) 会員は、任意の部会に参加することができる。
- (2) 部会長は、千種川圏域の部会活動の運営に携わるとともに、運営委員会の役員として、委員会の運営にあたる。

第5章 会議

第12条 (総会)

総会は、本会の最高議決機関であり、会員全員で構成する。

- (1) 総会は、毎年1回開催し、予算、決算、事業計画、役員等の選出、その他必要事項を議決する。ただし、やむを得ない場合は、文書をもってこれに代えることができる。
- (2) 総会の決議は、出席者の過半数で決する。賛否同数の場合は代表が決する。
- (3) 運営委員会が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

第13条 (運営委員会)

役員および会員有志で構成する運営委員会をおき、会の運営について適切な活動を行う。

- (1) 運営委員会(例会)は、原則として2か月に1回開催する。
- (2) 役員から要請があった場合、および代表が必要と認めた時は、臨時の運営委員会を代表が召集することができる。
- (3) 運営委員会は、活動の内容に応じて適宜、実行委員会をおくことができる。
- (4) 運営委員会は、必要に応じてアドバイザーの出席を要請し、その意見を求めることができる。

第14条 (役員会)

役員で構成する役員会をおき、会の円滑な運営について、企画・発案し、運営委員会にはかる。

- (1) 役員会は、運営委員会の開催、および会の活動に合わせ、随時開催する。
- (2) 役員会は、必要に応じてアドバイザーの出席を要請し、その意見を求めることので

きる。

第6章 会 計

第15条 (会費等)

- (1) 本会の会費は、個人会員、団体会員、賛助会員別に徴収する。
但し、児童、生徒、学生は、会費を免除する。
金額は、会費徴収細目による。
- (2) その他の活動費は、寄付金、助成金等による。

第16条 (会計年度)

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条 (決 算)

会計は、年次決算を行い会計監査の監査を受けた後、総会に報告し、その承認を得なければならない。

第18条 (会計の公開)

代表は、会員が目的、事由を示して会計帳簿の閲覧を求めた時は、業務に支障がない限りこれに応じなければならない。

第7章 付 則

第19条 (書 類)

本会は次の書類を作成し、保管する。

- (1) 会員名簿、役員等名簿、総会議事録、運営委員会議事録、その他必要書類は、書記が作成し代表が保管する。
- (2) 会計帳簿、その他会計事務に必要な書類は、会計が作成し、保管する。

第20条 (規約の改廃)

規約を改正、または、廃止する時は、運営委員会で検討し、総会において承認を得なければならない。

第21条 (効力の発生)

本規約は、平成14年10月26日より実施する。

規約の改正

- ・ 平成14年 5月 6日発効
- ・ 平成14年10月26日改正

<会費徴収細目>

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 個人会員 | 1,000 円 / 年 |
| (2) 団体会員 | 1,000 円 / 年 |
| (3) 賛助会員 一口 | 10,000 円 / 年 |